

答 申 第 1 4 7 号

平成16年 3月 5日

千葉県教育委員会

委員長 伊藤 潔 様

千葉県情報公開審査会

委員長 麻生 肇

異議申立てに対する決定について（答申）

平成8年10月18日付け教総第389号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成8年9月6日付けで異議申立人から提起された平成8年8月2日付け富里第270号で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書のうち、「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄の記載の部分を除き公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成8年8月2日付け富里第270号で行った「富里高校校長の旅行命令票（平成8年4月1日～7月16日まで）」（以下「本件文書」という。）の公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 旧千葉県公文書公開条例（以下「旧条例」という。）は、第1条において「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営確保と県民参加による行政の一層の推進を図る。」ことを定め、このために第3条において、「実施機関は、県民の公文書の公開を請求する権利を十分尊重してこの条例を解釈し、運用するものとする。」と定めている。もちろん「県民の公文書の公開を求める権利」とは旧条例第1条にいうところの「県政の公正な運営の確保」に連なっている。

イ ところで、本件請求の公文書は、富里高校校長が、公費によって公務遂行のために行った出張に関する公文書であり、個人的な行為や営みに関するものではない。

よって、実施機関は旧条例の目的を達成するために校長の旅行命令票を公開しなければならないはずである。仮に公開されないとすれば、校長の出張に対する県民の理解や信頼を得る機会を永久に失われるどころか、行政に対する県民の監視や参加の機会が失われることを意味する。県政に対する市民の批判と参画が保証されない構造こそ、俗に言う「不正出張」や「カラ出張」の温床となることを銘記すべきである。

ウ 旧条例第3条ではその後段に「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」

と規定している。確かに旅行命令票には、個人に関する情報が含まれていると推測されるが、本件請求はあくまで校長の個人情報をも求めたものではなく、公人としての公務に係る情報を求めたものである。よって本件請求の旅行命令票は、公務遂行上特に秘密にされなければならない情報とはいえない。

エ 実施機関は、公務従事者として「知事、副知事、出納長及び各部長においては、新聞等において『県幹部の動静』として公表されており、これらに該当するが、本件に関して言えば、一般職員については公表されておらず」などと、あたかも一般職員の出張動静が秘密にされているかのような印象を与える主張をしている。特に指摘するまでもなく、これらの主張は実施機関の誤った指導でもっぱら得意とする強弁である。

オ 全国各地の裁判所において、公務員の公務遂行に関する情報と個人情報の関係が判決において明確にされつつある。ひとり千葉県だけが、我が国の司法権の及ばない位置にいるとは思えないので、社会の動向を踏まえ、本件請求に関する非公開決定はただちに取り消されるべきである。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 対象公文書について

本件対象公文書は、富里高校校長の平成8年4月1日から7月16日までの旅行命令票である。

旅行命令票には、氏名、職名、級、号給、用務、旅行年月日、旅行先及び旅費額が記載されている。

#### (2) 非公開理由について

ア 旧条例第11条第2号本文の該当性について

旧条例第11条第2号本文は、個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得るものを非公開とすることができると定めている。

本件対象公文書に記録された級・号給を公開すると、教育職給料表等他の情報と組み合わせることにより、特定職員の給与が推測され、また、出張の日時・場所を公開すると、職員の旅費に関する条例・規則等他の情報と組み合わせることにより、特定個人の旅費の支給額が推測される。給与、旅費の支給額は、個人の収入に関する情報である。

さらに、本件請求は、請求の対象を個人に限定したものであって特定個人が識別されるものであることはいうまでもない。

なお、公開を原則とする公文書公開制度のもとにおいても、個人のプライバシーは最大限に保護されるべきであり、公務員や公職者の個人に関する情報とその他の個人に関する情報とを区別して公開・非公開の判断を行うようには定めていない。

したがって、本件対象公文書に記録された情報は、個人に関する情報であって特定個人が識別されるものであり、旧条例第11条第2号本文に該当する。

#### イ 旧条例第11条第2号ただし書の該当性について

本件対象公文書に記録された情報については、旧条例第11条第2号ただし書イに規定する「法令等に定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」とは認められない。

次に、同号ただし書ロに規定する「実施機関が作成し、又は収受した情報で、公表を目的としているもの」とは認められない。「公表」とは、県が広報紙誌等を通じて広く県民一般に積極的に周知する場合だけでなく、県の事務事業の執行上、県民が知り得ることが予定されているものも含まれると解される。

知事、副知事、出納長及び各部局長においては、新聞等において「県幹部の動静」等として公表されており、これらに該当するが、本件に関していえば、一般の職員については公表されておらず、事務事業の執行上又は行政の責務として公表することが予定されている情報とはいえない。

さらに、同号ただし書ハに規定する「法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」にも該当しない。

したがって、本件対象公文書に記載された情報は、旧条例第11条第2号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

## 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

### (1) 本件文書について

本件文書は、旅行命令権者が職員に旅行命令を発する際等に使用される旅行命令票であり、旅行命令を受ける職員ごとに作成され、勤務部課（所）・在勤公署、住所欄、給料表の種類欄、職名欄、級・号給欄、氏名欄、用務欄、発令年月日欄、旅行年月日欄、旅行先欄の各欄に旅行命令に係る所

要事項が記載されているほか、各旅行命令ごとに計算された旅費額及び当該旅行命令票に整理された旅費の合計や旅費請求額が記入されている。また、旅費請求者の記名、押印のほか命令受領者、旅行命令権者、計算者、及び調査者等の印影が記録されている。

実施機関は請求に対応するものとして、富里高等学校校長に係る5枚の旅行命令票を特定したうえ、旧条例第11条第2号に該当するとして、その全てを非公開とした。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 基本的な考え方

(ア) 旧条例は県政に対する県民の理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、そのために県民に公文書の公開を請求する権利を明らかにすることとしており（第1条）、実施機関に対し、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしつつも、公文書の公開を請求する県民の権利を十分尊重して旧条例を解釈運用する責務を負わせている（第3条）。

このように、旧条例は、県の県政に関する情報を広く県民に公開することを目的として定められたものであるところ、県の県政に関する情報の大部分は、職員の職務に関する情報とすることができる。そうすると、旧条例が、職員の職務に関する情報が、職員個人の社会的活動としての側面を有することを理由に、それらが記載されている公文書をすべて非公開とすることができるものとしているとは解しがたい。

(イ) 本件文書は、富里高等学校校長の校外出張に係る旅行命令票であり、職員の職務に関する情報が記録された公文書である。上記ア(ア)の考え方に立脚して判断すれば、本件文書に記録されている情報のうち、同校長の私事に関する情報以外の情報は、旧条例第11条第2号の非公開情報に当たらないというべきである。

イ 具体的な判断

(ア) 「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄の情報について

これらの情報は、旅行命令や旅費請求の内容を成すものではなく、旅費請求における旅費の算定の前提とするものであり、同校長の「氏名」欄の記載と一体として同校長の私事に関する情報そのものをなすものであるため、旧条例第11条第2号の非公開情報に当たるものと認められる。

(イ) 上記イ(ア)以外の情報について

上記イ(ア)以外の情報は、いずれも旅行命令や旅費請求の内容に関するものであり、職員の私事に関する情報を含むとは認められないことから、旧条例第11条第2号の非公開情報に当たらないものと認められる。

なお、「氏名」欄の記載については、上記イ(ア)の非公開情報との共通の内容となっているが、この部分に私事に関する情報が含まれていないので、上記イ(ア)以外の情報に含まれるものとして公開すべきものと判断される。

### (3) 結 論

実施機関は、本件文書のうち「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄の記載の部分を除き公開すべきである。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
8. 10. 21	諮問書の受理
9. 1. 10	実施機関の理由説明書の受理
9. 4. 18	異議申立人の意見書の受理
9. 7. 23	審議
16. 1. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
麻 生 肇	前千葉県住宅供給公社理事長	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学教授	
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成16年 1月27日現在)